都内各PCRセンター 管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省から、令和2年5月13日付健感発0513第1号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)」及び令和2年5月13日付健感発0513第4号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届け出の基準等について(一部改正)」が発出されました。

つきましては、地域外来・検査センター(以下、「PCRセンター」という。)におかれましては、下記のとおり御対応いただけますようお願い申し上げます。

また、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院に対しましては、本件について別途通知しておりますことを申し添えます。

記

1 届出基準の変更について

健感発0513第1号により、感染が疑われる患者の要件が追加になっております(下線部)。下記のいずれかに該当する患者については、検査実施等ご対応いただきますよう、また、検体採取に当たっては、標準予防策及び飛沫感染対策を徹底していただけますよう、関係職員への周知方よろしくお願いいたします。

- (1) 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域(※)に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域(※)に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの。
- (5) (1) から(4) までに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
 - ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性とな

った者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる

- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う (無症状でも可)
- ※ 別紙「新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」参照
- 2 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」への対応について 上記1に加え、標記目安に基づき受診された患者につきましても、医師が新型コロナウ イルス感染症を疑う場合は検査を実施することとなりますので、併せて御対応よろしくお 願いいたします。
- 3 PCR検査における唾液検体について

6月2日付国通知が改正され、PCR検査の検体として、新たに唾液が追加されました。 唾液を用いたPCR検査については、無症状者や発症後10日以上の有症状者の検査としては活用ができませんが、スワブで咽頭を拭う方法に比べて、患者のご負担や医療従事者の感染リスクが軽減されます。活用について、御検討ください。

また、とるべき感染対策や検体採取方法につきましては、別添資料を御参照の上、御対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、御契約いただいている民間検査会社において、唾液検体の検査実施可否について は各自で御確認いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

4 厚生労働省関連通知(別添参照)

【相談・受診の目安について】

・令和2年5月8日付厚生労働省結核感染症課事務連絡 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

【発生届の改正等について】

- ・令和2年5月13日健感発0513第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」一部改正)
- ・令和2年5月13日健感発0513第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条 第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」

【PCR検査における唾液検体について】

- ・ 令和 2 年 6 月 2 日付健感発 0602 第 1 号厚生労働省結核感染症課長通知 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて (一部改正)」
- ・国立感染症研究所「2019-nCoV (新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル(2020年6月2日更新)」

(間合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部 感染症対策課 防疫担当 電話 03-5320-4102、4103

新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

令和2年5月27日

1 流行地域について(下線部が今回新たに追加された地域)

令和2年3月4日付31福保健感第1952号における「WHOの公表内容から新型コロ ナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、アイスランド、アイルランド、アゼ ルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニ ア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インド、イン ドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサル バドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、 カナダ、ガボン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キ プロス、ギリシャ、キルギス、クウェート、クロアチア、コソボ、コロンビア、コンゴ民主 共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、 シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、 セルビア、セントクリストファー・ネービス、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中国(香 港及びマカオを含む。)、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、 ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、バチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハ ンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、 ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘル ツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、南 アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシ ャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア及びロシ アとする。

新型コロナウイルス感染症 連絡票(Ver.7)

東京感染症ア	'ラート検う	查対象患	者 発生届)					(令和2年6	月10日版)
				報告	年月日:	令和]	年	月	日
				-	医師名:					
					機関名:					
患者の基本性	* *C	逐	氢療機関所 在	E地·電	話番号:					
思有の基本 1 氏名 (イニシ					E齢			性別		
居住地(区)					-断 国籍			言語		
所在地(区					*************************************			1414		
同居者の有		有〔構成	 ζ]• 無				
2項目(記載	をお願い	します。)								
①感染が疑ね										
			く軽症の場 このと濃厚接				ごあって 、	、新型コロ	1ナウイル:	ス感染症
			つ呼吸器症 地域に渡航				以内に 親	f型コロナ	·ウイルス!	惑染症の
			つ呼吸器症 地域に渡航							感染症の
学的	り知見に基	でき、集	他感染症を 中治療その	他これに	こ準ずる	ものが必	要であり	J、かつ、	直ちに特別	
_			をないと判断 し、医師が新						きしたもの_	
-3	——— 7.5℃以上	 の発熱か	つ呼吸器症	状を有	し、入院	 を要する	肺炎が	 疑われる		
			感染症以外(『陽性とな・	 った者であ
			応が乏しく症							
• 医	師が総合	的に判断	iした結果、i	新型コロ	コナウイル	レス感染	症を疑う	•		
						ЖnСoV	′−19流行	地域は最	最新の通知	で確認
②症状及び約			- 115 =	- 15	*/	II. =	A —	IBB -4 =3 +1	`	
			状者・無症		※有症					
	·発症日: ·発熱(最	-))				. 月 寺):〔	日〕 %	٦
	•宪於(取 •症状:	C.	し ぬ・倦怠感・頭	-						, ,]
症状等	· 肺炎:	<u> </u>						画像検査		, {
		•	ブル()、						ハスパ レジオネラ	()
	• 経過:		,,,		, , , ,			-		` ´)
										J
	•基礎疾	患:〔			· 無	₩] •	重症度	:〔 軽症	・中等症	• 重症 〕
③暴露歴										
濃厚接触者	•確定例)
"这(子)又(冯·日	•接触時		年,	月	日〕			引:〔	月	日まで〕
nCoV-19	・渡航期		年	月	、日~	年		日]
流行地域 への渡航歴	- 入国日:		年 月	田 田		▪渡航目		安地 5	ヨタ - フ - 介 :	<u>ሠ</u> ገ
「流行地域の滞在	·同行者(有・		同行者: 関係:[、家族 · 同 妾触時期	司僚∙その′ · ſ) 四)
歴がある人」との 濃厚接触	· 波航祖 • 渡航期		年 月		利尔·C ~	年	月 月	日〕	٠ ٧	ر
保健所記載	iii									
保健所名			担	当者			電話番	号		
検査実施	時は下記	を必ず記載	成し、感染症	対策課	(03–5388	3-1433) ^	、FAX送信	をよろし	くお願い	します。
①コロナID :		26	建康安全研究	究センタ	一への打	般入予定	時刻	月	日 時	分 頃
③検体の種類	頁•採取日		喀痰(月	日採取)		鼻咽頭	頁拭い液((月	日採取)
			咽頭ぬぐい	液(月 日	採取)口	<u>※だ</u> 液	友(月	日採	取)
九点补纯细数							※だ液	は有症物	犬者のみ揃	_{及入可}
/v # 17: 445 FB =:	a 461, 1121									

<u> </u>	P11			
事業推進へFAX	結果	保健所連絡	陽性時発生届	疫学調査票受理